平成２３年（フ）第３３２２号
札幌市中央区南13条西11丁目１番13―502号
債務者　増川　礼子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４６号
札幌市南区澄川６条13丁目12番５号
債務者　坂下　るみ
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６６号
札幌市厚別区大谷地東７丁目４番15―202号
債務者　上野　修司
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５７号
北海道茅部郡森町字常盤町139番地の１
債務者　石井　　昇
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４７４号
函館市湯浜町16番29号
債務者　猪股　　信
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４８０号
函館市谷地頭町29番10号
債務者　池田さおり
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
北海道士別市西５条11丁目260番地
債務者　松本みゆき（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道増毛郡増毛町暑寒町５丁目166番地
債務者　宇治　龍也
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第２２５号
千葉県匝瑳市八日市場イ1997番地
債務者　川崎　哲夫
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２６号
千葉県匝瑳市八日市場イ1997番地
債務者　川崎美智子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５６７号
相模原市中央区下九沢59番地12
債務者　久保田博子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７７号
相模原市中央区東淵野辺４丁目31番30号　古渕コーポ101
債務者　船木　秀臣
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７９号
神奈川県座間市相武台３丁目4774番地の12
ライオンズマンション相武台前第５―202号
債務者　曾我　一樹
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５８０号
相模原市緑区大島2233番地３
債務者　倉田　光昭
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５８９号
相模原市中央区田名1836番地３　フローラルハイツ101
債務者　川戸　広美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９４号
相模原市緑区千木良561番地５
債務者　山野井　昇
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９９号
神奈川県座間市東原５丁目１番16―201号　さがみ野さくら
債務者　齊藤　元博
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９５号
新潟市中央区東湊町通１ノ町2589番地　１Ｆ101号
債務者　吉田　　悟
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
新潟地方裁判所民事部